

令和7年4月
岩国市契約監理課

ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業を評価する取組について(情報提供)

このことについて、別紙のとおり国土交通省中国地方整備局より情報提供がありましたので、お知らせします。

(取組)

令和7年4月から国土交通省では総合評価落札方式(チャレンジ型等)の評価項目に「ワーク・ライフ・バランスの取り組み」が追加され、加点評価の対象となりましたので、詳細については、下記 URL からご確認ください。

(参考)

国土交通省中国地方整備局「令和7年度の入札・契約方針(R7. 4. 1改訂版)」

【URL】<https://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/pdf/R70409nyuukeihoushin.pdf>

施工実績、工事成績評価のウエイトが大きく、受注意欲はあるが施工実績が少ない企業は受注することが難しい。実績の少ない企業も受注機会が確保出来るよう、施工実績、成績評価等のウエイトを抑え、受注機会を確保する「チャレンジ型」の工事を平成27年度より試行している。

平成30年7月豪雨災害に伴う入札不調等対策として、対象工事を5千万円程度までから**1.2億円**程度までに拡大。令和2年1月から「より同種性のある工事実績」、「工事成績」に評価(加点)を行わず、地域精通度に重点を置く。

■対象工事

工事難易度Ⅱ以下で**1.2億円**程度までの工事

■評価項目の考え方(例)

- 工事規模、工事難易度を考慮し、加算点の合計を低く抑えた。
- 地域に密着した評価項目を設定。

■配点の考え方(例)

<R2まで>

(配点例)

評価項目		チャレンジ型	備考
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	求めない
		当該工事種別の2年間の平均成績	求めない
	【企業の施工実績 計】		0
	地域精通度 地域貢献度	災害対応協定等に基づく活動実績	1
		地域内における本店の有無	2
		企業の近隣地域での施工実績の有無	2
	【地域精通度等 計】		5
	【企業の能力等 計】		5
	技術者の能力等	同種工事の実績	求めない
		同種工事の工事成績	求めない
継続教育(CPD)		2	
配置予定技術者の近隣地域での施工実績		3	
【技術者の能力等 計】		5	
【施工能力等 計】		10	
施工計画		求めない	
賞上げの実施を表明した企業等		1	R4.4.1以降に契約する工事
施工体制評価点		30	
合計		41	



■競争参加資格

- 同種工事の実績は、主たる工種(道路土工、擁壁工等)

<R7以降>

(配点例)

評価項目		チャレンジ型	備考	
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	求めない	
		当該工事種別の2年間の平均成績	求めない	
	【企業の施工実績 計】		0	
	地域精通度 地域貢献度	ワーク・ライフ・バランスの取り組み	0.5	
		災害対応協定等に基づく活動実績	0.5	0.5/0.2/0
		地域内における本店の有無	2	
	企業の近隣地域での施工実績の有無	2		
	【地域精通度等 計】		5	
	【企業の能力等 計】		5	
	技術者の能力等	同種工事の実績	求めない	
同種工事の工事成績		求めない		
継続教育(CPD)		2		
配置予定技術者の近隣地域での施工実績		3		
【技術者の能力等 計】		5		
【施工能力等 計】		10		
施工計画		求めない		
賞上げの実施を表明した企業等		1	R4.4.1以降に契約する工事	
施工体制評価点		30		
合計		41		

ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業を評価する取組の試行

◆背景

国土交通省では、平成28年3月22日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する取組を試行的に導入。令和4年3月30日に、当該取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(以下「実施要領」)が改正された。

試行

○対象工事：総合評価落札方式における全ての公共工事等

R7.3.31までに公告する工事

- ・一般土木工事A等級、B等級を対象とする工事
 - ・建築工事A等級、B等級を対象とする工事
 - ・技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約
- ※B等級+C等級、C等級+B等級は対象外

拡大

R7.4.1から公告する工事

- ・総合評価落札方式における全ての公共工事等

○配点(例)

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	1点 (0.5点)

● 一般土木A又はB(B+C、C+Bを除く)及び建築(A又はB)については「1点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○認定等の確認方法

- ・適合状況を明示する様式・認定通知書の写し